

衆議院議員選挙



衆議院議員選挙の選挙区と有権者数
〔『群馬県史』通史編7より〕

衆議院議員選挙投票用紙

程村又ハ西ノ内六ツ切

アラビヤノリヲ以テ塗り付ケ蓋クヘシ

折目ノ印レ

衆議院議員 選挙投票 用紙 何府縣		印	
人 舉 選	人 選 被	何 某	何 某
何 某 印	何 府縣何郡市區何町村 何番地	何 某	何 某

全

矢線ニ隨ヒ左ノ如ク三ツ折トナシ粘付ノ上投票セシムヘシ

左の史料は、選挙の準備に使われた、投票用紙の書式です。現在の投票用紙と違い、投票者の住所と氏名を書き、押印をするようになっていました。また、記入した後折って、のり付けするように決められていました。程村や西ノ内は、和紙の名前です。

明治22年（1889）、大日本帝国憲法が公布され、衆議院は翌23年（1890）に開設されました。

選挙人（投票者）の資格は、25才以上の男子で15円以上の直接国税納入者という条件があったため、群馬県内の選挙人は9492人で全県民の1.4%でした。

県内は5つの選挙区に分けられました。第1区が東群馬郡・南勢多郡・利根郡・北勢多郡、第2区が新田郡・山田郡・邑楽郡、第3区が佐位郡・那波郡・緑野郡・多胡郡・南甘楽郡、第4区が西群馬郡・片岡郡・吾妻郡、第5区が北甘楽郡・碓氷郡でした。

〔参考資料〕『群馬県史』通史編7 336～343頁